

里親制度は、児童福祉法に基づく制度です。



里親が育てる。
社会が支える。

里親 ってなあに？



委託児童

里親家庭が預かる（委託を受ける）子どもは、児童相談所が里親家庭で養育することが必要と認め、原則0歳から18歳の児童です。高校を卒業して大学等に進学する場合など、必要に応じて20歳まで延長されます。養育期間は、児童相談所が子どもの年齢や状況等に応じて決定しますが、数日から数年、10数年まで様々です。

子どもたちの
明るい未来のために
あなたにできることが
あります!!



保護者の病気や死亡、行方不明など様々な事情により家族と暮らせなくなった子どもたちを自らの家に迎え入れ、温かな愛情と正しい理解をもって養育し、その成長をサポートする方が里親です。



里親になるには

特別な資格は必要ありませんが、次の要件を満たしていなければなりません。

- 心身ともに健康であること
- 子どもの養育についての理解や熱意と愛情をもっていること
- 経済的に困窮していないこと
- 子どもの養育に関し、虐待などの問題がないこと
- 世帯や同居人に虐待などの欠格事由の該当者がいないこと



京都市児童相談所

所在地：京都市上京区竹屋町通千本東入主税町910-25

■開庁時間／8:30～17:00(土・日曜・祝日除く)

Tel.075-801-2929

<https://hagukumisan.city.kyoto.lg.jp>

京都市 はぐくみさん 検索



里親の種類

養育里親 (はぐくみさん(※))

実親が育てられるようになるまで、又は子どもが社会的に自立できるようになるまでの一定期間養育する里親

(※) 京都市では養育里親のことを、「はぐくみさん」という愛称で呼んでいます。

専門里親

専門的援助が必要な子ども(虐待を受けた子どもや障害のある子ども、非行傾向のある子ども)を養育する里親

親族里親

両親の死亡や行方不明、入院などにより、養育できなくなった場合、その子どもの扶養義務者(祖父母、きょうだいなど)が養育する里親

養子縁組里親

養子縁組によって養親となることを希望する里親



週末里親(ホームステイ事業)*京都市制度

児童養護施設で生活している子どもたちに家庭生活を体験させるため、週末や学校の長期休暇期間等だけ預かる里親

里親になるまでの手続き

相談・申請

里親になりたい方、里親について知りたい方は、児童相談所にご相談ください。

研修・調査

里親制度や子どもの権利擁護について学び、児童養護施設などでの実習を行います。また、児童相談所による家庭訪問等の調査を行います。

登録

京都市はぐくみ推進審議会の審査を経て、里親としての認定・登録の可否を決定します。

マッチング

外出や数日間の宿泊など、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行ううえで委託の適否を含め判断を行います。

養育の開始

児童相談所が子どもの養育を依頼します。

※養育期間中、子どもの生活費等が支給されます(養育・専門里親には里親手当が支給されます。)

里親家庭へのサポート機関

京都市児童相談所(南区・伏見区以外にお住まいの方 TEL:075-801-2929)

第二児童相談所(南区・伏見区にお住まいの方 TEL:075-612-2727)

担当児童福祉司等が必要に応じて心理職員等と連携し、子どもの養育の相談にあたります。また、里親養育支援担当が里親の登録受付や登録後の里親支援を行います。

里親支援専門相談員

乳児院、児童養護施設の職員が里親家庭への訪問・相談、里親同士の交流会等の企画を行います。

きょうと里親支援・ショートステイ事業拠点(愛称「ほっとはぐ」)

(下京区下長福寺町 264 TEL:075-202-1733)

中京・下京・南・伏見区にお住まいの里親家庭への訪問・相談、里親同士の交流会等の企画を行います。

里親サポートセンター「青い鳥」(西京区榎原前田町 1-20 TEL:075-392-6363)

里親登録研修や登録後のスキルアップ研修等の各種プログラムの企画・運営を行います。

京都市里親会「ゆりかもめ」(事務局:京都市児童相談所内)

京都市の里親等で構成する団体です。里親制度の普及啓発活動や里親同士の交流会、研修等を実施しています。

